

島根県報

第一、四九二号
平成十五年八月一日
(金曜日)

目 次

告示	生活保護法の規定による介護機関の指定	(健康福祉総務課)	一
	介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	二
	介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	()	二
	保安林予定森林	(森林整備課)	二
	島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	(水産課)	三
正	島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	()	四
	島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	()	四
	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(経営支援課)	四
	土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用地対策課)	五
	道路の区域の変更	(道路維持課)	六
	道路の供用開始	()	八
公 告	特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	八
	採石業務管理者試験の実施	(河川課)	九

男性警察官用等雨衣の製造請負に係る一般競争入札の（警察本部）九
実施
公安規則
車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関
に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正す
る規則
一〇

告 示

島根県告示第六百五十六号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。
平成十五年八月一日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者	実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地

医療法人 かんど会	出雲市西新町二丁目二四五七 一三番地	介護老人保健施設 ケアセンターか んど	出雲市西新町二丁目二四五七 一三番地	平成十五年五月一日
-----------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------

医療法人 かんど会	出雲市西新町二丁目二四五七 一三番地	介護老人保健施設 ケアセンターか んど	出雲市西新町二丁目二四五七 一三番地	平成十五年五月一日
-----------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------

医療法人 かんど会	出雲市西新町二丁目二四五七 一三番地	介護老人保健施設 ケアセンターか んど	出雲市西新町二丁目二四五七 一三番地	平成十五年五月一日
-----------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------

有限会社 大社ハイヤー	簸川郡大社町杵築西二二七九 一三	有限会社 大社ハイヤー	簸川郡大社町大字杵築南一三 五三番地一三	平成十五年六月一日
-------------	---------------------	-------------	-------------------------	-----------

島根県告示第六百五十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年八月一日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 アクティブライフ保知石	通所介護	有限会社 アクティブライフ保知石 つどいの里	出雲市知井宮町一八六八番地五	平成十五年七月二十三日

島根県告示第六百五十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定に基づき、指定居宅

介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第八十五条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年八月一日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 TOP LINE・JOY	有限会社 TOP LINE・JOY ケアプラン・ジョイ	出雲市天神町八六一番地二 DUCKS TOWN 一一〇	平成十五年七月十五日

島根県告示第六百五十九号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年八月一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

簸川郡大社町大字杵築東字亀山三二〇五の一

- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
立木の伐採を禁止する。

島根県告示第六百六十号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱(平成十三年島根県告示第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

平成十五年八月一日

別表第二中

島根県知事 澄 田 信 義

年一・二五パーセント (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年一・二五パーセント)	年一・〇五パーセント (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年一・〇五パーセント)	年一・二五パーセント	年〇・六五パーセント	年〇・六五パーセント
年一・二五パーセント (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年一・二五パーセント)	年一・〇五パーセント (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年一・〇五パーセント)	年一・二五パーセント	年〇・六五パーセント	年〇・六五パーセント

を

年一・二五パーセント	年一・〇五パーセント	年一・二五パーセント	年〇・六五パーセント	年一・〇五パーセント
年一・二五パーセント	年一・〇五パーセント	年一・二五パーセント	年〇・六五パーセント	年一・〇五パーセント

年一・二五パーセント (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年一・二五パーセント)	年一・〇五パーセント (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年一・〇五パーセント)	年一・二五パーセント	年〇・四パーセント	年〇・四パーセント
年一・二五パーセント (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年一・二五パーセント)	年一・〇五パーセント (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年一・〇五パーセント)	年一・二五パーセント	年〇・四パーセント	年〇・四パーセント

年一・二五パーセント	年一・〇五パーセント	年一・二五パーセント	年〇・四パーセント	年〇・四パーセント
------------	------------	------------	-----------	-----------

に改める。

附則

1 この告示は、平成十五年八月一日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年七月十八日以後に貸し付けられた別表第一の上欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第六百六十一号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

平成十五年八月一日

島根県知事 澄田信義

別表中

年〇・七パーセント以内
年〇・八パーセント以内
年〇・七パーセント以内
年〇・七パーセント以内
年〇・七パーセント以内
年〇・七パーセント以内
年〇・七パーセント以内
年〇・七パーセント以内

を

年一・二パーセント以内
年一・三パーセント以内
年一・二パーセント以内
年一・二パーセント以内
年一・二パーセント以内
年一・二パーセント以内
年一・二パーセント以内
年一・二パーセント以内

に改める。

附則

1 この告示は、平成十五年八月一日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成

十五年七月十八日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第六百六十二号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

平成十五年八月一日

島根県知事 澄田信義

第五条第二号中「〇・七パーセント」を「一・二パーセント」に改める。

附則

1 この告示は、平成十五年八月一日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十五年七月十八日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第六百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十五年八月一日

島根県知事 澄田信義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン浜田 島根県浜田市港町二二七番地一外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西泰明 広島県広島市南区京橋町二番二号

3 変更しようとする事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前) 午前十時
(変更後) 午前九時三十分(株式会社イズミ外十九社)
(二) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯
(変更前) 午前九時三十分から午後九時三十分
(変更後) 午前九時から午後九時三十分

4 変更の年月日
平成十五年八月一日

二 届出年月日 平成十五年七月十七日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 浜田市商工観光課(浜田市殿町一番地)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部経営支援課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所(団体にあつては、その名称、代表者氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第六百六十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をし

たので、次のとおり告示する。

平成十五年八月一日

島根県知事 澄田信義

一 起業者の名称

平田市

二 事業の種類

西岸地区農業集落排水処理場及び真空ステーション建設事業

三 起業地

イ 収用の部分

島根県平田市灘分町地内

ロ 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について

西岸地区農業集落排水処理場及び真空ステーション建設事業(以下「本件事業」という。)は、土地収用法(以下「法」という。)第三十一条に掲げる「地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

(2) 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である平田市は、国庫補助金、地方債、一般財源及び分担金により既に財源措置を講じているので、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

(3) 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

① 本件事業の施行により得られる利益は、し尿及び生活雑排水の処理による農業用水の水質保全、生活環境の改善並びに公共用水域の水質保全である。

② 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定にあたり、複数の候補地の中から社会的条件、技術的条件及び経済的条件等を比較検討した結果それらの条件を最も良く満たすものを採用していること等から、軽微なものであると考えられる。

道路の種類		路 線 名		道 路 の 区 間				変更前の別		敷地の幅員		延 長		管轄する土木建築事務所の名称		備 考			
県 道		仁摩瑞穂線		遡摩郡仁摩町大字大國町字御子森五八二番二地 先から同大字字外堀土手付七〇七番一地先まで 遡摩郡仁摩町大字大國町字妙智田六二八番一地 先から同大字字中市川手六三三番一地先まで				後 B		前 A		後 B		前 A		大田土木建築事務所		“ 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管	
				後 B		前 A		後 B		前 A		後 B		前 A					
				後 B		前 A		後 B		前 A		後 B		前 A					
				後 B		前 A		後 B		前 A		後 B		前 A					
				後 B		前 A		後 B		前 A		後 B		前 A					
				後 B		前 A		後 B		前 A		後 B		前 A					

③ ①で述べた得られる利益と②で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

④ また、本件事業に係る起業地は、農業集落排水処理場及び真空ステーションの施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲であると認められる。

よって、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

(4) 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業計画地域は、公共用水域の水質汚濁、特に農業用水の水質悪化が著しいことから早急な改善が必要であり、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第二十条各号の要件を充足するものと判断される。よって、本件事業について、法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするもので

ある。

五 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
 平田市役所

島根県告示第六百六十五号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年八月一日

島根県知事 澄 田 信 義

川本波多線										大國馬路停車場線			
邑智郡邑智町大字粕洲五八七番地先から同大字五八六番地先まで										邑智郡仁摩町大字大國町字古市五九四番四地先から同大字字城平八九三番二地先まで			
後		前		後		前		後		前			
B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A		
九・〇〇〇 二八・〇〇〇	六・〇〇〇 一五・〇〇〇	一九・〇〇〇 二五・〇〇〇	六・〇〇〇 一五・〇〇〇	二五・〇〇〇 五二・〇〇〇	五・〇〇〇 三四・〇〇〇	四・〇〇〇	一二・〇〇〇 六五・〇〇〇	三・三〇〇 二四・〇〇〇	一二・〇〇〇 一三・〇〇〇	三・三〇〇 八・九〇〇	一〇・〇〇〇 二二・〇〇〇	六・〇〇〇 九・〇〇〇	
六八・〇〇	四五・七〇	五七・〇〇	四五・七〇	七三・〇〇	一一〇・〇〇	九〇・〇〇	二、七〇六・〇〇	三、四七九・〇〇	二、七九二・〇〇	三、六〇〇・〇〇	五六・〇〇	五六・〇〇	五三・〇〇
川本土木建築事務所													
ダブルウェイ 拡幅										町道移管			
上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。										上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。			

島根県告示第六百六十六号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき告示する。

"	邑智赤来線	邑智郡邑智町大字上川戸四七番地先から同大字六四八番二地先まで	前	七・〇〇〇 二五・〇〇〇	五四二・〇〇〇	起点変更
		邑智郡邑智町大字上川戸二三八番四地先から同大字六四八番二地先まで	後	一〇・〇〇〇 二五・〇〇〇	一〇・〇〇〇	

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年八月一日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
一般国道	三百七十五号	邑智郡邑智町大字浜原五一一番二地先から同町大字粕洲一九二番地先まで	一、一七三・〇〇〇 ^{メートル}	平成十五年八月八日	川本土木建築事務所	
県道	川本波多線	邑智郡邑智町大字久保一〇六二番六地先から同大字五九八番二地先まで	三四三・〇〇〇	"	"	
"	三隅井野長浜線	那賀郡三隅町大字芦谷一〇七三番一地先から同町大字井野へ一六二六番四地先まで	三八三・〇〇〇	"	浜田土木建築事務所	
"	羽須美大和線	邑智郡羽須美村大字都賀西七七七番八地先から同大字七七八番二地先まで	四四・〇〇〇	平成十五年八月一日	"	

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第五項において準用する第十条第二項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年八月一日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 申請のあった年月日
平成十五年七月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 おやこ劇場松江センター
- 三 代表者の氏名
周藤喜美子
- 四 主たる事務所の所在地
松江市大正町四四二番地六

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもをとりまく環境を整えることによって、子どもの豊かな成長に寄与することを目的とする。

六 縦覧に供する書類

変更後の定款

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

採石法（昭和二十五年法律第二百九十二号）第三十二条の十三の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公告する。

平成十五年八月一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 試験の日時

平成十五年十月十日（金）

午前十時から十二時まで

（受付は午前九時三十分から行い、遅刻は試験開始後三十分まで受験を認める。）

二 試験会場

大田市大田町イ二三六一四

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」三階研修室

三 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

(一) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

(二) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採取、発破、破碎選別、汚濁水の処理、

廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

四 提出書類

(一) 受験願書（所定の様式）

(二) 写真二枚、うち一枚は受験票にはること。

（手札形（縦八センチメートル×横六センチメートル）とし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）

(三) 受験票（所定の様式）

五 受験手数料

八千円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。

六 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁土木建築局、各土木建築（土木）事務所又は社団法人

島根県採石協会

七 受験願書等の提出先

〒六九〇―八五〇―一 松江市殿町一番地 島根県土木部河川課

八 受験願書等の受付期間

平成十五年九月一日（月）から平成十五年九月十九日（金）まで

なお、郵送の場合は、平成十五年九月十九日までの消印があるものに限り受け付ける。

九 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験

当日に持参すること。

十 結果発表

試験結果は、平成十五年十月二十七日（月）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前

掲示板に合格者の受験番号を掲示する。

十一 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理係（電話〇八五二―二二―五四九九）に照会すること。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

第百六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十五年八月一日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

一 入札の内容

(一) 入札の件名

男性警察官用等雨衣の製造請負

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十五年十月三十一日

(四) 入札方法

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

(五) その他

郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

二 入札参加資格

(一) 「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」に定める資格を有するもの。

(二) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争

入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中である

ものでないこと。

(三) 島根県内に本店を有するものであること。

三 入札書の提出場所等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒六九〇―八五一〇 島根県松江市殿町八番地一

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話(〇八五二)二六一〇二一〇 内線二三三五～二三三六

(二) 入札説明書の交付期間及び方法

平成十五年八月一日から八月十八日までの間(土日、休日を除く)、上記(一)の場所

において交付する。

(交付時間は午前九時から午後五時までとする。)

(三) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成十五年八月二十日(水) 十三時から

イ 場所 島根県松江市殿町八番地一 島根県警察本部七階 入札室

(四) 開札の日時及び場所

即時開札

四 その他

(一) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札保証金

支出予定相当額の百分の五以上を納付すること。ただし島根県会計規則(昭和三十

九年島根県規則第二十二号)第六十一条の二各号に該当する場合は免除する。

(三) 契約保証金

支出予定相当額の百分の十以上を納付すること。ただし島根県会計規則第六十九条

の二各号に該当する場合は免除する。

五 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第

六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

六 落札者の決定方法

島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格

をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

七 その他

詳細は入札説明書による。

公安委員会規則

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年8月1日

島根県公安委員会規則第11号

島根県公安委員長 森 崎 禎 璋

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則（昭和62年島根県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第五十一条の二第六項」を「第五十一条の三第六項」に改め、本則の表車両及び積載物の公示に係る事務の項負担金の額の欄中「大雑谷田町田原町」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十五年八月一日印刷
平成十五年八月一日発行

発行者
島
根
県

発行所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)